# 政治団体の政治活動及びその届出について (様式集)

届出等の申請書類は、この冊子の様式をコピーするか、静岡県選挙 管理委員会のホームページからダウンロードして使用してください。

静岡県選挙管理委員会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 TEL(054)221-2058(直通) この冊子は、政治団体が活用されるうえで、実務的に必要な事項について概要を説明 し皆様の参考に供するものです。政治資金規正法は、その第1条に「この法律は、議会 制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務 の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断 の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資 金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の 措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発 達に寄与することを目的とする。」と規定しています。

政治資金規正法の精神や事務の流れを政治団体関係者の方々に十分理解していただき、 政治活動を行う上でお役に立てていただければ幸いです。

静岡県選挙管理委員会

1	届 出 一 覧	1
2	政治団体の届出先及び提出部数	2
3	政治団体とは	3
4	収支に係る用語の説明	5
5	会計責任者の職務等	6
6	寄 附 の 制 限	8
	(1) 量的制限	8
	(2) 質的制限	11
	ア 政治資金規正法による制限	11
	イ 公職選挙法による制限	12
7	政治活動に係る文書・図画の掲示の規制	13
8	個人寄附の税制上の優遇措置	14
9	政治資金パーティー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
10	備え付けなければならない会計帳簿	18
11	政治団体収支報告書記載例	31
12	各種届出様式集	77
	【参考1】政治団体の支部について	7
	【参考 2 】後援会活動と選挙運動について	7

# 1 届 出 一 覧

様式 番号	届出の種類	届出の時期	備	考				
1	政治団体設立届	組織した日から7日以内	会則又は規約等を添付。 <b>郵送によ</b> なお、政党については、政党の状式16)及び支部証明書(様式17)	況等に関する届(様				
2	被 推 薦 書	設立届又は異動届に添付	県知事、県議会議員、指定都市の会議員に係る政治団体で、税制上場合に必要。 ※ 14頁参照					
3	届出事項等の異動届 (事務所所在地等)	異動の日から7日以内	事務所の所在地、活動区域、会則 郵送による提出はできない。	等の変更の場合。				
4	届出事項等の異動届 (代表者等)	"	代表者、会計責任者、同職務代行 合。郵送による提出はできない。	者の変更があった場				
5	届出事項等の異動届 (国会議員関係政治団体)	"	政治資金規正法第19条の7に規定 治団体に該当することとなった場 くなった場合。 郵送による提出はできない。					
	収 支 報 告 書	原則として翌年の3月末 まで。ただし、国会議員 関係政治団体については、 原則として翌年の5月末 まで。	毎年、1月~12月までの収支状況を報告。支出ては、その種類、金額により領収書の写しの添要となる場合がある。					
6	寄附金(税額)控除の ための書類	収支報告書に添付	税制上の優遇措置の適用を受ける個人の寄附で、収支 報告書に寄附の内訳が明記されたもの。					
7	政治団体解散届	解散から30日以内。 ただし、国会議員関係政 治団体については、解散 から60日以内。	収支報告書の添付が必要。 収支報告書の宣誓書には会計責任 名が必要。	者に加え代表者の氏				
8	証 票 交 付 申 請 書 (候 補 者 等)	看板等を掲示するとき	衆議院(比例代表)、参議院 (比例代表)関係は中央選挙管					
9	証 票 交 付 申 請 書 (後 援 団 体)	"	理会     市町長、市町議員関係は当該市	・ へ提出				
10	証票再交付申請書 (候補者等)	証票を紛失、汚損したと き	町の選挙管理委員会	( )1定山				
11	証票再交付申請書 (後 援 団 体)	"	衆議院 (小選挙区)、参議員 (選挙区)、知事、県議関係は県 選挙管理委員会					
12	   資金管理団体指定届	   指定の日から7日以内						
13	資金管理団体届出事項の 異 動 届	異動の日から7日以内						
14	資金管理団体指定取 消 届	取消の日から7日以内	資金管理団体の場合で届出事項 を提出する際に、別に提出が必要					
15	資金管理団体でなくなった 旨 の 届	事由発生の日から 7 日以 内						

16	政党に	の 状 <b></b> す	況等	等 記	立届に添付	政党の支部を設立した場合に必要。				
17	支音	邓 証	明書	設計付	立届又は異動届に添	政党の支部を設立した場合及び政党支部の名称、所 在地、活動区域の異動があった場合に必要。				
18	会議員関係政治団体 に該当する旨の通知				"	政治資金規正法第19条の7に規定する国会議員関係 政治団体に該当することとなった場合に必要。				
19	国会議員関係政治団体に 該当しなくなった旨の通知				"	政治資金規正法第19条の7に規定する国会議員関係 政治団体に該当しなくなった場合に必要。				
20	委	任	七	¢	//	届出名義人の記名のみの文書を代理人が提出する場 合に必要。				

- (注) 届出様式は、この冊子に収められた様式をコピーするか、静岡県選挙管理委員会のホームページからダウンロードしてください。
- (1) 政治団体は、設立屈をした日以降でなければ寄附を受け、文は支出することはできません。
- (2) 2年関連続して収支報告書の提出のない政治団体は、2年自の収支報告書の提出期限を経過した日以後、設立の届出をしていない団体とみなされ、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができません。
- (3) 年間に収支がなかった団体、(2)に該当することとなった団体についても、収支報告書は必ず提出しなければなりません。

# < 各種届出の氏名欄における本人確認 (押印等) について>

区分	提出方法							
記名(自書以外)及び押印	スのナナ担山とゴ外マナ							
署名(自書)	そのまま提出が可能です。 							
記名のみで、本人が提出	届出時に、本人確認書類(※)の提示又は提出が必要になります。	様式番号 2、17、1						
記名のみで、代理人が提出	届出時に、代理人の本人確認書類(※)及び委任状の提示又は 提出が必要となります。	8、19、20 は不可						
政治資金関係申請・届出オン ラインシステム (インターネッ トでの提出)	届出時の押印や署名は不要となりますが、事前に利用申請が必要 くはオンラインシステムのWebサイトで御確認ください。	です。詳し						

<sup>(※)</sup> 運転免許証その他官公署が発行した免許証、個人番号カード、パスポート (旅券)、住民票の写しや戸籍謄本 (抄本)等

# 2 政治団体の届出先及び提出部数(政治資金規正法第6条第1項)

(「1 届出一覧」の様式番号1~7及び12~20のもの)

政治団体の主たる事業所の所在地				主たる活動区域				届	出	提出	部数	
				静	岡	県	内	静岡県	選挙管理書	委員会		
静	岡	県	内			を含む 那道M		<b></b>	選管を経て総	<b>黎</b> 士 5	1	部
				静	岡	県	外	HT  PU 575.		初八正		

# 3 政治団体とは

政治資金規正法の対象となる政治団体は次のものです。

- (1) 政治団体(政治資金規正法第3条第1項)
  - ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体。
  - イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを**本来の目的**とする団体。
  - ウ ア、イに掲げるもののほか、次に掲げる活動を**その主たる活動として組織的かつ継続的**に行う団体。
    - (ア) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
    - (イ) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。
- (2) 政党(政治資金規正法第3条第2項)

上記(1)の政治団体のうち、以下のア~ウのいずれかに該当するもの。

- ア 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの。
- イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は比例代表選出議 員の選挙における得票総数が有効投票の総数の百分の二以上であるもの。
- ウ 直近において行われた参議院議員の通常選挙又は当該通常選挙の直近において行われた通常選挙 における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が有効投票の総 数の百分の二以上であるもの。
- (3) 資金管理団体(政治資金規正法第19条)

上記(1)の政治団体のうち、公職の候補者(公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。)が代表者であり、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として指定した団体。

### ア要件

- (ア) 指定する者が代表者である団体。
- (イ) 指定は1団体に限る。
- (ウ) 政党は複数の公職の候補者を推薦又は支持することを本来の目的としているため、特定の公職 の候補者のために指定される資金管理団体にはなれない。

# イ 届出

資金管理団体の指定等には、政治団体の届出に加え、資金管理団体の指定・異動・取消等の届出 及び宣誓書が必要。(「1 届出一覧様式 | 12~15)

### ゥ 指定の効果

- (ア) 公職の候補者が、政党から受けた政治活動に関する金銭等を自己の資金管理団体に対して寄附する場合(これを「特定寄附」という。)には、寄附の量的制限は適用されない。
- (イ) 公職の候補者が、自己資金を自己の資金管理団体に対して寄附する場合には、総枠制限の範囲内で年間に1,000万円まで寄附することができる。
- (ウ) 公職の候補者は、選挙前一定期間は自己の後援団体に寄附ができないが、自己の資金管理団体 に対しては寄附することができる。
- エ 不動産の取得等の制限(政治資金規正法第19条の2の2)

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の 賃借権を取得し、又は保有してはならない。

平成19年8月6日より前から引き続き所有している不動産についてはこの限りではないが、その 用途や利用の現況について報告の義務がある。

# (4) 国会議員関係政治団体(政治資金規正法第19条の7)

上記(1)の政治団体のうち、以下のア~ウのいずれかに該当するもの。

- ア 国会議員・候補者(候補者となろうとする者を含む。)が代表者である政治団体(1号団体)。
- イ 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者 を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体(2号団体)。
- ウ 国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員・候補者が代表 者である支部(みなし1号団体。1号団体と同様に取り扱う。)。
- ※ 国会議員・候補者本人が代表者であって、かつ、その代表者本人を推薦・支持する政治団体(資金管理団体等)は、1号団体、2号団体の双方に該当することになる。

### (5) みなし政治団体(政治資金規正法第5条第1項)

- ア 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの。
- イ 政治資金団体(各政党がそれぞれ1団体を指定できる。)。

# (6) 政治団体の本部及び支部

- ア 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、 それぞれ一の政治団体とみなされますから各別に1に掲げた届出をする必要があります。(資金管理 団体の指定は本部又は支部のいずれかにしか指定できません)ただし、この扱いは届出関係のみで すから、寄附の量的制限等の規定は本部・支部を通じて一の政治団体として適用されます。
- イ 政党の支部の届出の場合には、「政党の状況等に関する届」(様式(f6)) と「支部証明書」(様式(f7)) の提出が必要となります。
- ウ 政党の支部にあっては、収支報告書の提出にあたって、監査意見書の添付は必要ありません。ただし、政党の支部で国会議員関係政治団体に該当する政治団体が収支報告書を提出するときは、あらかじめ、登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を収支報告書に添付して提出しなければなりません。
- エ 政党の支部のうち、一以上の市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部以外の ものは、会社、労働組合その他の団体からの寄附を受けることができません。

# 4 収支に係る用語の説明(政治資金規正法第4条)

用 語	説明
収入	金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいう。
党 費 又 は 会 費	いかなる名称をもってするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するもの。しかし、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされる。
寄附	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの。 ※「その他の財産上の利益」には、事務所、自動車の無償借上や労務の無償提供、 光熱水等の無体物の財産上の利益も含まれる。
政治活動に関する寄附	政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む。)に 関してされる寄附をいう。
支 出	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいう。

# 5 会計責任者の職務等

会計責任者は、その政治団体の収支について一切の責任を負います。また、会計責任者は、その職務 代行者との兼任はできません。

(1) 会計帳簿の備付け及び記載(政治資金規正法第9条)

会計責任者は、会計帳簿(収入簿、支出簿及び運用簿)を備え、その政治団体のすべての収入・支 出を記載し、1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1円以上)のすべての支出について、 領収書、その他の支出を証すべき書面を徴し、保存しなければならない。

会計帳簿は毎年12月31日で締め、会計責任者が署名押印する。

- (2) 支出の明細、あっせんにかかる寄附の明細書の受領又は請求(政治資金規正法第10条)
  - ア 代表者又は会計責任者と意思を通じて支出した者は、支出した日から7日以内に明細書を会計責任者に提出しなければならない。ただし、1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1円以上)の支出については、領収書等を添付する。

明細書には、支出を受けた者の氏名・住所(団体の場合は名称、主たる事務所の所在地)・目的・ 金額・年月日を記載する。

イ 寄附のあっせんをした者は、あっせんを終えた日から7日以内に明細書を会計責任者に提出しな ければならない。

明細書には、寄附者及びあっせん者の氏名・住所・職業(名称・所在地・代表者)及び寄附の金額・年月日・あっせん金額・集めた期間を記載する。

(3) 収支報告書の提出(政治資金規正法第12条)

毎年、1月1日から12月31日までの収支の状況について作成する。詳細については、記載例(31頁~)等を参照。

(4) 会計帳簿等の保存(政治資金規正法第16条)

会計帳簿、明細書及び領収書等は、上記報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければならない。

# 【参考1】政治団体の支部について

- 5 頁 の 3 (6)で政治団体とみなされる支部とは、おおむね次の要件を備えたものをいいます。
  - ア 本部の規約等によりその存在が明らかであり、本部と主従の関係にある。
  - イ 本部の指揮統轄の下に一定の範囲で自主的に政治活動をすることが認められている。
  - ウ 会計的に一定の範囲内で金銭等の収受を独自に行うことができる状況にあること。 このような下部組織は、その支部ごとに政治団体として設立届をし、収支の報告をしなければなりません。
- (2) なお、上記の要件を満たさない下部組織(例えば会計的に独立していないもの、単なる連絡所的なもの。名称は問わない。)が収支活動を行なった場合は、上部組織である政治団体が行った収支活動として取り扱われます。

また、政治団体がこのような下部組織に対して一括して活動資金を交付し、下部組織が支出した場合には、この下部組織の責任者は、「5 会計責任者の職務等」の(2)のアにいう「意思を通じて支出した者」に該当するので、支出の明細書及び領収書等を上部組織である政治団体の会計責任者へ提出しなければなりません。(この場合、政治団体の収支報告書等には、支部交付金としてではなく、上部組織の個々の支出として記載することになります。)

### 【参考2】後援会活動と選挙運動について

- (1) 本来、後援会は、周囲の人々が政治家の人格等を敬慕して、その人の政治的活動を後援することを目的として結成されるべきものと言われています。したがって、後援会活動として認められる活動は、あくまでその政治家の主義・主張の普及・宣伝等の政治活動が中心となります。
- (2) 一方、選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者の当選を得しめるために行う一切の運動を意味します。そして、選挙運動は、その候補者が立候補した日から投票日の前日の間においてしかできません。
- (3) ですから、選挙の告示日直前に行われる、後援会活動に名を借りた売名行為等は、選挙の公正を害する事前運動として取締りの対象とされています。さらに、選挙の告示日直前の後援会の設立自体がその設立意図によっては事前運動と判断される場合もあります。
- (4) また、後援会を結成し、設立届をしたから、あるいは加入したからといって自由に選挙運動ができる 訳ではなく、公職選挙法の規定に従わない運動はすべて違反となります。

後援会はあくまで政治活動を目的とする団体であり、選挙運動をするための団体ではありません。

(5) なお、選挙運動期間中は、一般的な政治活動であっても規制されるものがあります。

# 6 寄附の制限

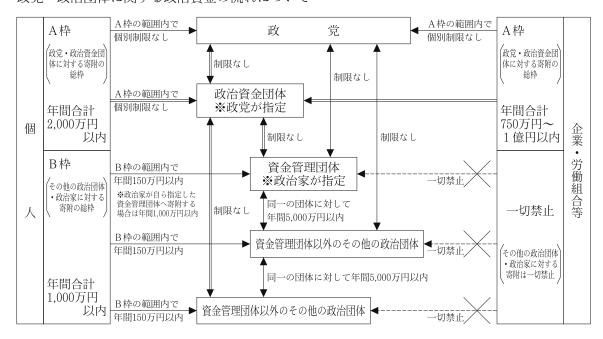
(1) **量 的 制 限**(政治資金規正法第21条~第22条の2)

ア 寄附の量的制限等の概要

	寄 附 者	個	人	会社•労働	組合等の団体	政党	政 治 政治資金団体	団 体 資金管理団体	その他
8	受領者	量的	制限	量的		以元	量的	制限	
	政 党	総枠制限 < A 枠 > 年間合計	同一の受領者に対する個別制限制限を制限なし	総枠制限 < A枠> 資本金、組合 員数等に応し て		制限なし	制限なし (※ 4)	制限なし	制限なし
	政 治 資 金 団 体(政 党 が 指 定)	2,000万円 以内	制限なし ( <b>※</b> 4)	年間合計 750万円~ 1億円以内	制限なし (※ 4)	制限なし ( <b>※</b> 4)	制限なし (※4)	制限なし ( <b>※</b> 4)	制限なし (※4)
その他の	資金管理団体 (公職の候補者が指定)		年間 150万円以内 (※ 2) (※ 3)	禁 止	禁止	制限なし	制限なし ( <b>※</b> 4)	同一の政治 団体に対し 年間 5,000万円 以内	同一の政治 団体に対し 年間 5,000万円 以内
政治団体	資金管理団体 以外の政治団体	< B枠> 年間合計 1,000万円 以内 (※ 2)	年間 150万円以内	禁 止	禁 止	制限なし	制限なし ( <b>※</b> 4)	同一の政治 団体に対し 年間 5,000万円 以内	同一の政治 団体に対し 年間 5,000万円 以内
	公職の候補者 (政治家個人)		金銭等に限り 禁止(※1) 年間 150万円以内	禁 止	禁止	制限なし	金銭等に限り 禁止(※1) (※4)	金銭等に限り禁止(※1)	金銭等に限り 禁止(※1)

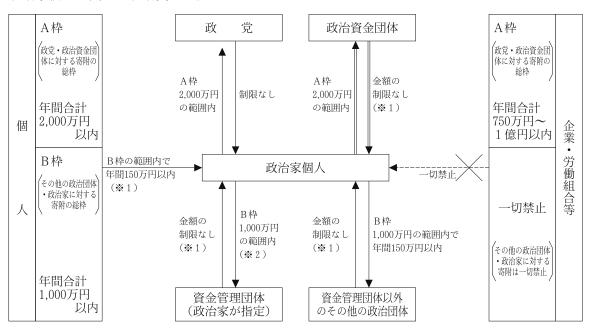
- ※1 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができます。
- ※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者本人が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、総枠制限(年間1,000万円)及び個別制限(年間150万円)はありません。
- ※3 資金管理団体の届出をした公職の候補者本人が、自己資金をその資金管理団体に対して寄附する場合及び遺贈によってする寄附については、個別制限(年間150万円)はありません。
- ※4 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附は、口座振込・振替によることが義務付けられています(1,000円以下の寄附及び不動産による寄附を除く。)。
- (注) 1 会社・労働組合等には、「職員団体」、「その他の団体」が含まれます。
  - 2 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限が設けられています。
  - 3 遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限はありません。
  - 4 政党・政治資金団体がする寄附については、総枠制限及び個別制限はありません。
  - 5 会社、労働組合等が負担する党費又は会費は、寄附とみなされ、寄附限度額に算入されます。
  - 6 「特定寄附」とは、公職の候補者が、政党から受けた政治活動に関する金銭等による寄 附を自己の資金管理団体に対してする寄附をいいます。

# イ 政党・政治団体に関する政治資金の流れについて



── 1,000円超は口座振込によること

### ウ 政治家個人に関する政治資金の流れについて



- ──▶ 1.000円超は口座振込によること
- (※1) 金銭、有価証券による寄附は、選挙運動に関するものを除き禁止
- (※2) 政党から受けた寄附を、自己の資金管理団体に寄附する場合は制限なし

# エ 会社、労働組合等の寄附の年間限度額 会社、労働組合等の寄附の年間限度額は、資本金等の規模に応じて次のとおりです。

寄 附 者	規    模	政党・政治資金団体に対する寄附
	10億円未満	750万円
会社	10億円以上~50億円未満	1,500万円
(資本金)	50億円以上~100億円未満	3,000万円
	100億円以上、資本額に応じて増加	<上限> 1億円
	5万人未満	750万円
労働組合	5万人以上~10万人未満	1,500万円
職 員 団 体	10万人以上~15万人未満	3,000万円
	15万人以上、構成員に応じて増加	<上限> 1億円
	2千万円未満	750万円
その他の団体	2千万円以上~6千万円未満	1,500万円
(前年の年間経費)	6千万円以上~8千万円未満	3,000万円
	8千万円以上、年間経費に応じて増加	<上限> 1億円

# (2) 質 的 制 限

ア 政治資金規正法による制限(政治資金規正法第22条の3~22条の7)

寄附をしてはならない者	禁止される期間	禁 止 の 内 容
① 国から補助金、負担金、利子 補給金その他の給付金の交付の 決定を受けた会社その他の法人 22の3①	交付決定の通知を受けた日 から1年の間	政治活動に関する寄附
② 国から資本金、基本金等の出 資又は拠出を受けている会社そ の他の法人 22の3②	時期を問わない	同上
③ 地方公共団体から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人 22の3④	時期を問わない	当該地方公共団体の議会の議員、若しくは長に 係る公職の候補者又はこれらの者を推薦し、支持 し、若しくはこれに反対する政治団体に対してす る政治活動に関する寄附
<ul><li>④ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人</li><li>22の3④</li></ul>	交付決定の通知を受けた日 から1年の間	同上
⑤ 3 事業年度以上にわたり継続 して欠損を生じている会社 22の 4	その欠損がうめられるまで の間	政治活動に関する一切の寄附 ~~~~~
⑥ 外国人、外国法人又は主たる 構成員が外国人若しくは外国法 人である団体 22の5	時期を問わない	何人も政治活動に関する一切の寄附を受けては ならない <b>例外</b> 日本法人であって、その発行する株式 が金融取引所において5年以上継続して 上場されているもの。
⑦ 何人も 22の 6	時期を問わない	本人以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附をしてはならない 例外 街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする匿名寄附で1,000円以下のもの(政党匿名寄附)。
⑧ 何人も 22の7	時期を問わない	政治活動に関する寄附をあっせんする場合は、 不当に相手方の意思を拘束するような方法や、意 思に反するような方法であっせんをしてはならない

# イ 公職選挙法による制限(公職選挙法第199条~199条の5)

寄附をしてはならない者	禁止される期間	禁 止 の 内 容
① 国と請負その他特別の利益を 伴う契約の当事者 199①	契約期間中	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関してする 寄附
② 地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 199①	契約期間中	当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関してする寄附
③ 国から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社、その他の法人 199②	交付決定の通知を受けた 日から、現実に金額の交付 を完了した日から起算して 1年を経過した日までの間	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関してする 寄附
④ 地方公共団体から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社、その他の法人 199②	同 上	当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に    としてする客附
<ul><li>⑤ 候補者等(現職、立候補予定者を含む)</li><li>199の2</li></ul>	時期を問わない	当該選挙区内にある者に対してする寄附 逆に、選挙区内の者が候補者等に対して寄附を 勧誘又は要求することも禁止される。 例外 ① 候補者が政治活動のために行なう集 会(選挙区外で行われるもの及び法第
候補者等以外の者が候補者等 を名義人として 199の2②		199条の5第4項に規定する一定期間 (注1参照)内に行われるものを除く。) に関して必要やむを得ない実費の補償 としてする場合。ただし、食事、食事 料は禁止。 ② 政治団体又は親族(6親等内の血族、 配偶者及び3親等内の姻族に限る)に 対する場合。ただし⑩の場合に注意。
⑥ 候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体 199の3	時期を問わない	候補者等の氏名を表示し又は氏名が類推される ような方法で、当該選挙区内の者に対してする寄 附 例外 政党に対してする場合
⑦ 候補者等の氏名又はその氏名 が類推されるような名称が表示 されている会社、その他の法人 又は団体 199の4	時期を問わない	当該選挙に関してその選挙区内の者に対してする る寄附 <b>例外</b> 政党に対してする場合

⑧ 後援団体(政治団体のうち、特定の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動の主たるものであるもの) 199の5①	時期を問わない	当該選挙区内にある者に対してする寄附  例外 ① 政治団体及び当該候補者等に対してする場合 ② 設立目的により行う行事又は事業に関してする場合(花輪、供花、香典、祝儀等及び法第199条の5第4項に規定する一定期間(注1参照)内にされるものを除く)
<ul><li>⑨ 何人も(自然人、法人、団体のすべて)</li><li>199の5②</li></ul>	法第199条の 5 第 4 項に 規定する <b>一定期間(注 1 参</b> <b>照</b> )	後援団体の集会(結成のための集会も含む)、 見学、旅行等の行事において、当該選挙区内にあ る者に対して、饗応接待をし、又は金銭、記念品 その他の物品を供与すること
<ul><li>⑩ 候補者等(現職、立候補予定者を含む)</li><li>199の5③</li></ul>		自己に係る後援団体(資金管理団体を除く)に 対してする寄附

注1「一定期間」とは、任期満了の日前90日に当たる日(解散の場合は解散の日の翌日、その他の事由による選挙の場合は選挙を行うべき事由が生じた旨を選挙管理委員会が告示した日の翌日)からその選挙の期日(投票日)までの間。ただし、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律に基づく選挙(統一地方選挙)については、法第199条の5第4項の規定に関わらず選挙の期日前90日に当たる日からその選挙の期日までの間と定められることが通例です。

# 7 政治活動に係る文書・図画の掲示の規制 (公職選挙法第143条)

候補者等(現職、立候補予定者を含む。)の政治活動のために使用される当該候補者等の氏名又は候補者等の氏名が類推されるような事項(候補者等の写真を含む。)を表示する文書図画及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画については、次に掲げるもの以外のものは掲示できません。

# (1) 立札、看板

ア 規格は、縦150cm×横40cm以内(足付のものは足の部分を含む。)。

イ 枚数は下表のとおり。選管が交付した証票を貼付しなければならない。

į	巽	挙	の	種		類	候	補	者	後	援	寸	体	申	請	先		
衆	議	院	(	比例	削代	表 )	(1小道	42 選挙区P	勺に10)	(1小	63 選挙区	(内)	Z15)		中央			
参	議	院	(	比例	削代	表 )	(静岡	100 岡県内	<b>=</b> 18)	(静	150 岡県内		27)	選挙管理会				
衆	議	院	(	小遅	星 挙	区)		10			15							
参	議	院	(	選	挙	区)	18 18				27 27			県				
知						事								選挙管理委員会				
県	187	義	会	1	義	員		6			6							
指	定	都	市	の	市	長		10			10				J/ <del>3 /- 1 -</del> r	Th:		
指定	三都市	以外の	力市長	、市	議会	議員		6			6				当該市 管理委			
町	長	• #	丁静	会 会	議	員		4			4				選挙管理委員会			

※後援団体の申請には、当該候補者等の同意が必要。

- ウ 掲示できる枚数は、政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において 2 枚まで。なお、 両面のものは 2 枚と数える。
- エ あんどん形式のもの、ネオンサインや電光等を使用したものは不可。

### (2) ポスター

- アーベニヤ板、プラスチック板類を用いての掲示(裏打ち)はできない。
- イ 表面に掲示責任者、印刷者の氏名(法人の場合は名称)及び住所を記載しなければならない。
- ウ 選挙前の一定期間(下記参照)については掲示できない。

# 【政治活動用ポスターの掲示が制限される期間】

- ① 任期満了の日の6か月前の日から投票日までの間。
- ② 解散の日の翌日から投票日までの間。
- ③ 選挙を行なうべき事由が生じた旨を選挙管理委員会が告示した日の翌日から投票日までの間。
- (3) 政治活動のための演説会等の開催中その会場において使用されるもの
- (4) 選挙運動期間中特に掲示を認められているもの
  - ※ これらのものであっても、選挙運動期間中に新たに掲示することは、(4)を除いては制限されます。
- 8 個人寄附の税制上の優遇措置(租税特別措置法第41条の18)
  - (1) 優遇措置の適用を受けることができる団体
    - ア政党、政治資金団体。
    - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又は反対することを本来の目的とする団体で、国会 議員が主宰又は主要な構成員となっている政治団体。
    - ウ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰又はその主要な構成員と なっている政治団体。
    - エ 国会議員、県知事、県議会議員、指定都市の市長、指定都市の議会議員の職にある者の推薦・支 持を本来の目的とする団体。

### (2) 優遇措置の適用団体となる方法

(1)エ、オに該当する団体が優遇措置の適用を受けるためには、一定の届出が必要です。

国会議員の関係政治団体については、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」(様式(18))を「政治団体設立届」(様式(1))又は「届出事項等の異動届(国会議員関係政治団体)」(様式(5))に添付して提出する必要があります。

また、県知事、県議会議員、指定都市の市長、指定都市の議会議員の関係政治団体については「被推薦書」(様式(2))を「政治団体設立届」(様式(1))又は「届出事項等の異動届(事務所所在地等)」(様式(3))に添付して提出する必要があります。

# (3) 優遇措置を受けるための流れ

- ① 個人が政治団体へ寄附をする。
- ② 政治団体は収支報告書に、①の寄附について内訳を記載し、「寄附金(税額)控除のための書類」を添付して県選挙管理委員会へ提出。
  - ※ 優遇措置を受ける場合は、1件5万円以下の寄附であっても必ず内訳を記入してください。
- ③ 県選挙管理委員会(又は総務大臣)は内容を確認し、「寄附金(税額)控除のための書類」に 確認印を押印して政治団体へ返却。
- ④ 政治団体から寄附者本人へ「寄附金(税額)控除のための書類」を交付。
- ⑤ 本人は「寄附金(税額)控除のための書類」を添付して税務署で確定申告をする。

### (4) 確定申告の方法

優遇措置を受けるためには、必ず確定申告をしなければなりません。確定申告の方法は次のとおりです。なお、給与所得者であっても、寄附金控除のみ確定申告できます。

- ア 確定申告と同時に「寄附金(税額)控除のための書類」(以下「書類」という。)を提出する方法 (一般的な方法)。
- イ 一度確定申告をし、後から「書類」を提出する方法(提出が別々になっても受理される)。
- ウ 「更正の請求」による方法(過年分について確定申告をしている者が遡って適用を受けようとする場合)。→要件を満たした時点で「書類」の交付を受け、それを添えて「更正の請求」をする。
- エ 「期限後の確定申告」による方法(過年分について確定申告をしていない者が、遡って適用を受けようとする場合)。→ウと同様に「書類」の交付を受け、それを添えて確定申告する。期限は確定申告の期限から5年間。
- ※ (1)オの団体へ対する寄附で、前年の収支報告書に記載されたものは、その時点では適用が受けられないので、上記ウ又はエのいずれかの手続きによることになります。

確定申告の期限は原則として毎年3月15日であるので、収支報告書はなるべく早く提出することが望ましい。

# (5) 寄附金控除の計算

### ア 所得控除

- 所得控除額 = 特定寄附金又は総所得金額等の40%相当額のうち、どちらか少ない方の金額 - 2 千円
- ※ 「2千円」については、平成21年分以前は「5千円」として計算する。
- イ 税額控除(政党等寄附金特別控除)
  - 税額控除額 = (当年の政党・政治資金団体に対する寄附金の合計額-2千円)×30%
  - ※ 特別控除額は、当年分の所得税額の25%相当額が限度。
  - ※ 「当年の政党・政治資金団体に対する寄附金の合計額」は当年分の総所得金額の40%相当額が限度。ただし、寄附金控除の適用を受ける特定寄附金の額がある場合で、政党等に対する寄附金の額にその特定寄附金の額の合計額を加算した金額がその年分の総所得金額等の40%相当額を超えるときは、その40%相当額からその特定寄附金の合計額を控除した残額とされる。
  - ※ 「2千円」については、平成21年分以前は「5千円」として計算する。

なお、寄附した本人に特別の利益が及ぶと認められるものについては、優遇措置の適用が受けられません。また、確定申告の具体的な手続き等については、税務署にお問い合わせください。

# 9 政治資金パーティー

(1) 政治資金パーティー開催団体の届出(政治資金規正法8条の2、18条の2)

政治資金パーティーとは、対価を徴して行われる催物で、その催物の対価収入の額から経費の額を 差し引いた残額を政治活動(選挙運動を含む。)に支出されるものをいいます。

政治資金パーティーは原則として政治団体によって開催されなければならず、その収支等は、政治団体の収支報告書で報告する必要があります。

政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入が、1,000万円以上のものを「特定パーティー」といいます。

政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合は、その特定パーティーを開催しようとすると きから政治団体とみなされ、政治団体の届出(設立届、特定パーティー開催計画書及び告知文書)、 会計帳簿の備付け及び記載、報告書の提出の義務を負うことになります。

# (2) 政治資金パーティーの対価の支払に関する制限(政治資金規正法第22条の8)

政治資金パーティーの対価の支払は、債務の履行として行われるものであり、寄附には該当しませんが、その適正化を図るために次のような量的制限、禁止事項があります。

また、1パーティーにつき20万円を超える対価の支払をした者がいる場合、収支報告書にその者の 氏名等を記載しなければなりません。

# ア 量的制限(個別制限)

1回の政治資金パーティーにつき、同一の者からの対価の支払は、150万円以下に制限されており、政治資金パーティーの開催者は、この制限を超える対価の支払を受けてはなりません。

### イ 支払者に対する告知義務

政治資金パーティーを開催する者は、その対価の支払を受けようとするときは、対価を支払う者に対し、その対価の支払が政治資金パーティーの支払である旨をあらかじめ書面で告知しなければなりません。

なお、書面に記載する文言は、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パー ティーです。」と定められています。

# ゥ 禁止事項

- (ア) 匿名等による支払の禁止
- (イ) 威迫等によるあっせんの禁止
- (ウ) 公務員の地位利用による関与等の禁止